

## 徳島市景観形成基準チェックリスト（開発行為）

### 【眉山山麓周辺（寺町・大滝山周辺）】

- 「適用」欄は、当該基準の適用の有・無について、該当するものに○印を付けてください。
- 「景観形成基準」欄は、適合するよう配慮した場合に、□内に☑印を付けてください。
- 「※備考」欄は、記入しないでください。

	項目	適用	景観形成基準		※備考
			□寺社建築	□一般建築	
<b>基本事項</b>	共通事項	有・無	□景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。		
		有・無	□伝統的な様式の寺社建築や門・塀の建ち並ぶ落ち着いた着きのある佇まいである場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮して、著しく不調和とならないよう努める。		
			具体的な配慮または工夫の内容		
<b>C 開発行為</b>	土地の形状	有・無	□できる限り現況地形を生かすよう努める。		
			具体的な配慮または工夫の内容		
	法面・擁壁の 外観	有・無	□法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。		
		有・無	□周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。		
			具体的な配慮または工夫の内容		
	緑化	有・無	□周辺景観と調和するよう緑化に努める。		
			具体的な配慮または工夫の内容		
	景観形成のために特に配慮した事項があれば記入してください。				